

新型コロナウイルス感染症対策について

1 経過

令和2年1月31日(金)		第1回庁内連絡会議
令和2年2月18日(火)		主管課長会議
令和2年2月25日(火)	12時30分	飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部設置
〃	16時30分	第1回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
令和2年2月27日(木)	16時00分	事務局（保健課・危機管理室）会議
〃	19時00分	理事者、教育委員会、事務局緊急打合せ
令和2年2月28日(金)	8時00分	第2回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
〃	11時00分	教育委員会による緊急記者会見
令和2年3月2日(月)	8時30分	第2回庁内連絡会議
令和2年3月3日(火)	9時00分	定例記者会見（市長メッセージ）
令和2年3月5日(木)	16時00分	第3回庁内連絡会議
令和2年3月9日(月)	11時30分	臨時記者会見（緊急経済対策の発表）
令和2年3月11日(水)	15時00分	第4回庁内連絡会議
令和2年3月12日(木)	12時30分	第3回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
令和2年3月13日(金)	12時00分	臨時記者会見（市長メッセージ）

2 市内感染者数（令和2年3月16日 10:00 現在） 確認されていない

3 第1回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

(1) 開催日時等

開催日時：令和2年2月25日 16時30分開会 17時40分終了

開催場所：本庁2階 市長公室

(2) 決定事項

ア 当面の活動目標

<目標1>

市内からの感染者の発生及び感染拡大を防ぐ

<目標2>

現行の医療体制の維持及び今後の状況変化を踏まえたリソース（資源）の確保

イ 方針

<方針1>

広報体制の充実・強化

→ メール、Web サイト、公共施設への貼り紙などにより市民へ注意喚起を行う。

※可能な限り早期に貼り紙等を作成し別途通知する。

<方針2>

3月16日(月)までの20日間、イベント等を自粛するよう要請する。

→ 特に、咳やくしゃみ等がなくとも、不特定多数の者が閉鎖空間において、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染を拡大する可能性があることから、十分に留意すること。

※詳細は別途庁内通知する。

<方針3>

家庭における備蓄品の点検を呼び掛ける。

<方針4>

クラスター(注1)の発生防止に努める。

→ 市職員については、毎日検温し、37.5℃以上の場合は出勤しない。

※詳細は、別途庁内通知する。

<補足>

※現状認識としては、注意喚起レベルではあるが、時々刻々変化するため、最悪の状態を想定した対応をすること。

※市有施設は、当面の間、利用者に自粛を呼び掛けることとし、フリースペース等では貼り紙等により注意喚起を実施する。

※現状把握を的確に実施すること。

(3) 本部長指示事項

- ・市職員は一丸となって対策にあたること。
- ・各方面において、現状を把握するとともに、根拠がない情報に惑わされず、正確な情報の共有及び提供を心掛けること。
- ・各部局等において、必要な対策を躊躇なく実施すること、また、本部長判断が必要なことは、本部会議を待たず随時相談し、機動的な対応を行うこと。

(注1) クラスターとは…

感染した人たちの集団のこと。

ひとりの人からその周辺の人たちが感染し形成される感染者の集団のこと。

感染拡大の防止には、「クラスター」が次の「クラスター」を生み出すことを防ぐことが重要とされる。

4 第2回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

(1) 開催日時等

開催日時：令和2年2月28日(金) 8時00分開会 9時15分終了

開催場所：本庁2階 市長公室

(2) 確認事項

次のとおり市内小中学校の臨時休校について実施することを確認。(午前 9 時 30 分から開催した市教育委員会において決定。)

新型コロナウイルス感染症対策のための飯田市内小中学校の対応について

令和 2 年 2 月 28 日

飯田市教育委員会

令和 2 年 2 月 27 日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より新型コロナウイルス対策に関し全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週 3 月 2 日から春休みまで、臨時休校を行うよう要請された。これを受けて、以下の対応をとることとする。

1 方針

飯田市内の小学校及び中学校は令和 2 年 3 月 2 日(月)から春休みの前日まで臨時休校とする。新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校の措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすこととする。ただし、次により臨時的登校を認める。

2 臨時的登校

休校中の指導等を行うため、3 月 2 日(月)午前中に限り登校する。(3 月 2 日は給食を提供する。)その他必要最小限の臨時的登校を認めるものとする。

3 その他休校期間中の対応

(1) 小学校について

ア 受け入れ条件を満たす児童(※1)を感染防止のための措置(※2)を講じた上で受け入れる。

※1 受け入れの条件

小学生の受け入れは以下の者を対象とする。

- ・現に放課後児童クラブ(児童館、児童センター、児童クラブ)若しくは放課後デイサービスに登録している又は通っている児童、かつ、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- ・特別支援学級に在籍し、放課後デイサービスを利用している児童

※2 感染防止のための措置

- ・登校前の家庭での体温測定、登校時の学校での体温測定の実施
- ・定期的な換気等の受け入れ環境の整備
- ・咳エチケット
- ・手洗い又は手指消毒の励行

イ 給食は提供しない。昼食持参とする。

- ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとする。
- エ その後は放課後児童クラブ（児童館、児童センター、児童クラブ）又は放課後デイサービスで受け入れる。
- オ 休校中の学校の教育活動（金管バンド等）の活動は行わない。
- カ その他特別な事情のある児童については学校との相談による。

(2) 中学校について

- ア 入試に向けた対応は各学校の判断による。
- イ 休校中の学校の教育活動（部活動等）は行わない。
- ウ その他特別な事情のある生徒については学校との相談による。

(3) 卒業式及び終業式の対応については、別途通知する。

4 問い合わせ先

(1) 臨時休校に関すること

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆
0265-22-4511 内線 3710

(2) 臨時休校中の受け入れ等学校に関すること

通学している小学校又は中学校の校長まで

(3) 放課後児童クラブに関すること

飯田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 桑原隆
0265-22-4511 内線 3710

(4) 放課後デイサービスに関すること

飯田市健康福祉部 福祉課 課長 小林 弘
0265-22-4511 内線 5710

5 市長メッセージ【3月3日発表】

イベント・行事開催に関する市民の皆様へのメッセージ

～ イベント・行事の自粛についてのお願い ～

新型コロナウイルス感染症は、飛沫及び接触により感染するとされており、全国で感染が拡大しています。

また、2月25日に長野県内で感染者が発生したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、市民の皆様方のご協力をお願いするところです。

これまでの感染の発生状況を踏まえると、咳やくしゃみ等がなくとも、不特定多数の者が閉鎖空間において、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

こうした状況を踏まえ、飯田市といたしましては、政府及び長野県の基本方針に沿い、当面、2月25

日(火)から3月16日(月)までの20日間、イベント・行事(冠婚葬祭等の祭事はその限りではありません)を自粛するよう要請いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐという観点から、会場の状況等を踏まえ、また、下記の「判断基準」を参考としていただき、開催の必要性を改めて検討していただきますようお願いいたします。現時点では、イベント・行事の開催を一律に自粛するよう要請するものではありません。

なお、本基準等に関しては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直すこととしています。

<判断基準(原則)>

- 多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いことを前提として、延期または中止を検討してください。特に、不特定多数の者が閉鎖空間において、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることとなる場合には、原則、延期または中止としてください。
- イベント等で、参加者が必ずしも多数に及ばなくとも、飲食の提供を目的にするものや、屋内の狭いスペースに長時間とどまるものは、原則、延期または中止の検討をお願いします。
- イベント・行事を実施する場合は、以下の点の徹底を行ってください。
 - ア 開催にあたっては、すべてのイベント・行事において、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨、風邪の症状のある方への不参加依頼などを行う。
 - イ 適切な換気を実施する。
 - ウ 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめる。

引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本件に関するお問合わせは、担当部局がわかる場合は担当部局に、そうでない場合は下記の飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へお問い合わせください。

令和2年2月26日

飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 牧野光朗

6 緊急経済対策について(令和2年3月9日発表)

飯田市新型コロナウイルス対策借換え支援補助金の創設

【補助制度の内容】

- ・補助対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近一カ月の売上高が20%以上減少した方で、制度資金の借換えを通じて資金繰りの安定化を図ろうとする者
- ・補助対象経費 既存制度資金の借り換えによって生じる信用保証料の自己負担額及び据置期間の支払予定利子額
- ・補助額 ①借換えによって生じる信用保証料の自己負担額の全額
②据置期間の支払予定利子額の全額 ①+②の合計額

- ・新規融資ではなく既存資金の借換えを支援することにより、過度な借入金の増加を回避しながら資金繰りの安定化を支援でき、真に中小小規模事業者のニーズに沿った資金繰り支援ができる
- ・この支援手法は国や他の自治体が行っている無担保・無利子融資や新規融資を支援する制度資金の新設とは異なり、感染終息後の借入残高の増大を回避することで、長期的な経営安定化に貢献できる
- ・据置期間を活用することによって6ヶ月～12ヶ月の間元金返済を止めることができるため、短期的な資金繰りの改善に資すること

飯田市と飯田商工会議所中小企業相談所では連携して相談窓口を開設
 問い合わせ：商工会議所（電話 0265 - 24 - 1500）

7 第3回 飯田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

(1) 開催日時等

開催日時：令和2年3月12日 12時30分開会 13時40分終了

開催場所：本庁2階 市長公室

(2) 決定事項

ア イベント・行事等の自粛要請の延長について

3月10日に国が示した方針に基づき3月19日頃まで現在の要請を継続。特に換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるイベント等の主催者及び参加者に対して引き続き自粛を要請。また、以降の対応については、国の専門家会議による対策の効果について判断が示される予定のため、感染拡大の状況によっては、さらなるご協力をお願いする事態も想定される。

→3月13日臨時記者会見において市長メッセージとして要請する。

イ 卒業式への対応について（学校教育課）

【教育委員会から学校長あて通知より抜粋】

1 卒業式について

- (1) 児童生徒（卒業生等）・職員・各家庭保護者1名のみの卒業式とします。

※来賓の参加なし

・在校生については、送辞を行う児童生徒など少人数の参加とします。

- (2) 濃厚接触を避けるため、時間を短縮し実施してください。

・時間は30分程度としてください。

・校歌・合唱の実施についても、必要性等を考慮し判断してください。

- (3) 咳エチケット、手洗い、アルコール消毒、登校前の検温、厳重な健康観察、会場の換気、座席間の距離の確保等の感染症予防対策を徹底してください。

- (4) 来賓・保護者への通知

・来賓への連絡は各校でお願いします。（教育委員会代表には事務局から連絡します。）

- ・保護者への連絡は、市教委・学校長連名の通知を配布するとともに、日程等を記載した新しい案内通知を作成し、配布してください。

○以上は現時点での対応です。今後の状況（飯田下伊那地域で感染者が発生した場合等）によっては変更（卒業式の縮小・中止等）の可能性があります。

2 その他

- ・入学式につきましては、今後の状況を見ながら3/23(月)を目安に検討します。

ウ 卒園式について（子育て支援課）

【市から市内全保育園・幼稚園あて通知より抜粋】

1 基本的な考え方

保育所、認定こども園等は、感染の予防に注意したうえで、市内全園で保育を継続しているところですが、卒園式及び入園式を行う場合は、次の要請事項を踏まえて、開催方法の工夫及び感染予防のための最大限の配慮を要請します。

2 卒園式・入園式を開催する場合の要請事項

(1) 式を行う会場への参加人数を極力抑制すること

- ・卒園児（入園児）とその保護者、職員のみ入場を原則とし、在園児及び来賓等の参加を控える。
- ・保護者の範囲は、両親のみに限定し、祖父母や兄弟姉妹の参加を控える。

(2) 参加者が集まる時間を極力抑制すること

- ・式は、30分以内を目安に短縮する。
- ・こまめに換気をし、風通しの悪い空間をなるべく作らないようにすること。

3 感染予防対策について

- ・参加者には、卒園式（入園式）当日の朝に、検温し体調を確認するように事前に周知する。また、手洗いや咳エチケットを徹底する。

4 その他

今後の状況によっては、変更の可能性がある。

エ 市備蓄マスク（サージカルマスク）について

方針 医療及び高齢者施設のうち、マスク入荷が困難で不足となってきた施設に対して県と調整する中で貸与を検討する。

→医師会、高齢者施設に対して、現状の把握（当面のマスク確保の見直し）を行う。

→施設において一定数確保できた段階で、同数を返却してもらう。